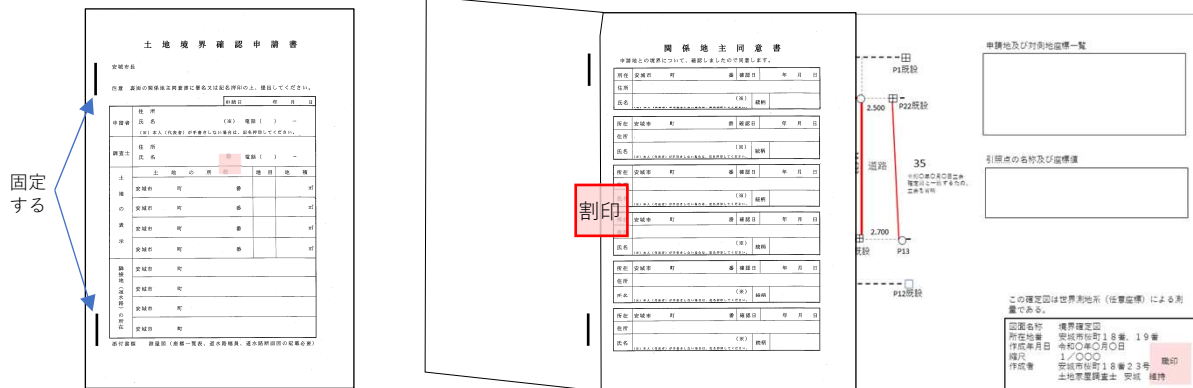


## 1 提出様式・部数

### (1) 土地境界確認申請書・・・1部

「土地境界確認申請書」、「関係地主同意書」、「確定測量図」をステープラ等で固定し、土地家屋調査士印にて割印をしたもの。



<固定・割印の例 ※固定・割印は確定測量図にも必要です>

- (2) 確定測量図：2部（単体：(1)とは別で必要）
- (3) 道水路境界の杭写真：1部（単体：新規設置したもの、既設杭写真があっても良い）
- (4) 基準点網図：1部（単体：作成した場合のみ） ※R6.4~追加 (5) その他：必要時依頼

## 2 主な注意点

### (1) 土地境界確認申請書

- ア 申請者は、原則「道水路境界の立会い及び承認願い」の願出者と同一としてください。
- イ 申請者の署名又は押印は不要です（「道水路境界の立会い及び承認願い」の提出時に当申請についての委任状を受理しているため）。
- ウ 隣接地（道水路）の所在は、申請地と隣接する市が立会った道水路の地番を記入してください。無地番地の場合は「（申請地地番）地先（無地番）」と記入してください。【例】安城市桜町18番地先（無地番）】申請地が複数ある場合は連番としてください。【例】安城市桜町18番・19番地先（無地番）】

### (2) 関係地主同意書について

- ア 市が確認した道水路等に隣接する地権者の同意は必須です。
- イ 同一内容の記載があれば、調査士作成の筆界立会確認書でも可です。
- ウ 写しの場合は、1枚ごとに原本証明をお願いします。
- エ 申請地隣接道路が道路後退の必要な道路の場合、対側地権者の同意が必要です。道路後退が不要な道路及び水路等には対側同意は必須ではありません。必要に応じ、事前に確認してください。

### (3) 確定測量図及び断面図について

- ア 提出された確定測量図及び断面図は安城市維持管理課の窓口等にて一般公開をします。あらかじめご承知おきください。
- イ 断面図は各路線毎に必要となります。詳細は裏面をご覧ください。

## 3 提出方法、確認書発行までの期間について

### (1) 提出方法について

窓口での提出・受取に加え、郵送での申請も承っております。郵送での返信を希望する場合は返信用封筒（レターパックでも可）を同封してください。

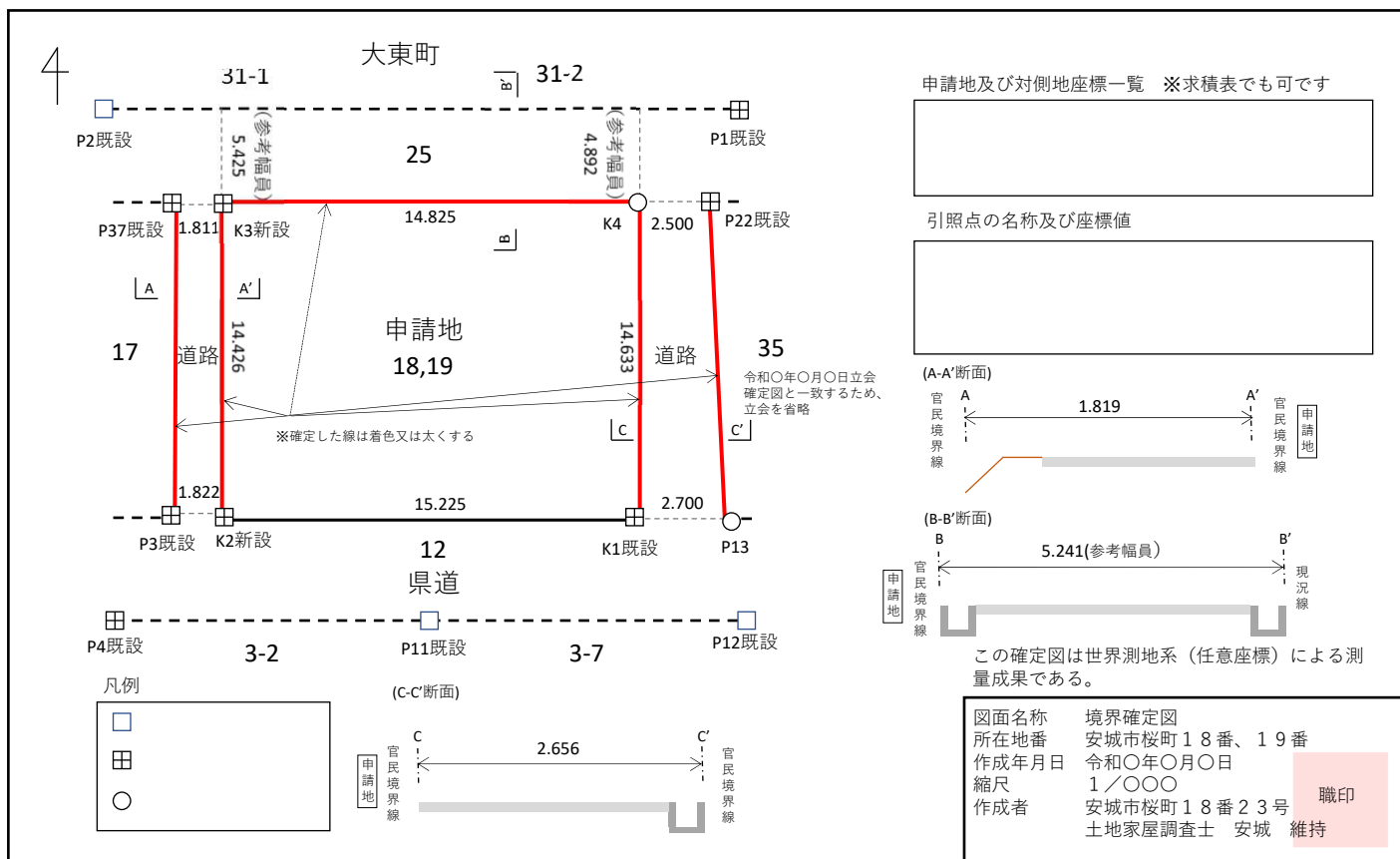
### (2) 発行までの期間について

標準的な土地で10営業日程度の時間を要します（修正期間及び郵送期間は含まず）。複雑な土地や広域地の場合、さらに時間を要する場合があります。

## 4 取下げ・不調認定について

取下げる場合、「道水路境界の立会い及び承認の取下げ依頼」（任意様式）を提出してください。なお、「道水路境界の立会い及び承認願い」の提出後、1年を経過した案件は原則不調として認定します。改めて市の同意が必要な場合は「道水路境界の立会い及び承認願い」を再度提出し、現地立会を受けてください。なお、不調案件は市より申請者等への連絡はせずに書類を破棄しますのであらかじめご承知おきください。

参考) 確定測量図記載例 ※断面図は各路線毎に必要です



※注意

上記図はあくまで記載例です。他の土地家屋調査士等が現地を良好に再現できる図面としてください。引照点座標の記載は必須となります。また、GNSS測量による成果である場合、その旨を確定測量図内に記載してください。

下記がよく修正依頼をする項目を参考に作成してください。

<よく修正依頼をする項目>

- ①片決めの場合、幅員に（参考幅員）又は（参考値）と表記をしてください。
- ②確定図に記載する座標値は、確定済のもののみとしてください。  
ただし、杭等は未確定箇所でも表記していただいても構いません。
- ③申請地、対側地及び申請地に接する地番を確定図中に表記してください。  
無地番地は「道路」・「水路」等の表記をしてください。
- ④土地の点間距離は申請地のみ表記してください。
- ⑤図中に個人名・法人名は入れないでください。
- ⑥過去の確定図等を基に必要箇所の立会を省略する場合は、どの資料を根拠に省略するかを明記してください（確定測量図記載例参照）。なお、根拠資料と作成した確定測量図の道路等の幅員が一致していることが前提です。
- ⑦点一点間直線上の筆界等で、
- ⑧確定図には土地家屋調査士等の職印を必ず押印してください。